

定 款

一般社団法人予防衛生協会

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

目 次

第1章 総 則	1
第 1 条 (名 称)	1
第 2 条 (事務所)	1
第2章 目的及び事業	1
第 3 条 (目 的)	1
第 4 条 (事 業)	1
第3章 会 員	1
第 5 条 (法人の構成員)	1
第 6 条 (会員の資格の取得)	2
第 7 条 (経費の負担)	2
第 8 条 (任意退社)	2
第 9 条 (除 名)	2
第 10 条 (会員資格の喪失)	2
第4章 総 会	2
第 11 条 (構 成)	3
第 12 条 (権 限)	3
第 13 条 (開 催)	3
第 14 条 (招 集)	3
第 15 条 (議 長)	3
第 16 条 (議決権)	3
第 17 条 (決 議)	3
第 18 条 (議事録)	4
第5章 役 員	4
第 19 条 (役員の設定)	4
第 20 条 (役員を選任)	4
第 21 条 (理事の職務及び権限)	4
第 22 条 (監事の職務及び権限)	5
第 23 条 (役員の損害賠償責任の免除)	5
第 24 条 (役員任期)	5
第 25 条 (役員解任)	5
第 26 条 (役員報酬等)	5
第 27 条 (相談役)	5
第6章 理事会	6
第 28 条 (構 成)	6
第 29 条 (権 限)	6
第 30 条 (招 集)	6
第 31 条 (決 議)	6

第 32 条 (議事録)	6
第 7 章 資産及び会計	6
第 33 条 (事業年度)	7
第 34 条 (事業計画及び収支予算)	7
第 35 条 (事業報告及び決算)	7
第 8 章 定款の変更及び解散	7
第 36 条 (定款の変更)	7
第 37 条 (解 散)	7
第 38 条 (剰余金の非分配)	8
第 39 条 (残余財産の帰属)	8
第 9 章 公告の方法	8
第 40 条 (公告の方法)	8
附 則	8

一般社団法人予防衛生協会 定款
(平成25年4月1日制定)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条

本協会は、一般社団法人予防衛生協会と称する。

(事務所)

第 2 条

本協会は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条

本協会は、感染症研究および医科学研究等の基盤技術の開発、人獣共通感染症をはじめとする各種検査技術の開発と普及啓発等を通じて、予防衛生を中心とする公衆衛生の向上と科学技術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 感染症研究および医科学研究等の基盤技術の開発事業
- (2) 人獣共通感染症をはじめとする各種検査事業
- (3) 予防衛生に関する技術者の育成及び知識の普及啓発事業
- (4) 上記各号に係わる特定労働者派遣事業
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条

本協会は、本協会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本協会の会員とな

った者をもって構成する。

2 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

3 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条

本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条

本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第 8 条

会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除 名）

第 9 条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 10 条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 本協会の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条

総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条

総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条

本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、

業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 損害賠償責任の免除)

第 23 条

本協会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは損害賠償責任については同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(役員 の 任期)

第 24 条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 25 条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第 26 条

理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第 27 条

本協会に、任意の機関として、3名以内の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、役員報酬等規程の非常勤役員の報酬基準を準用する。
- 5 相談役の任期は、理事と同様とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条

本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条

本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条

本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第35条

本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条

本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第 38 条

本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 39 条

本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条

本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は、東京都西東京市新町二丁目 9 番 7 号 吉川泰弘とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成 26 年 1 月 8 日 改正)

この定款の変更は総会の議決の日 (平成 26 年 1 月 8 日) から施行する。